

令和6年1月22日

発展会計ユーザー 各位

東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター10F
日本ビズアップ株式会社 代表取締役社長 八巻 正博

消費税計算書の不具合に関するご連絡

現在発展会計の消費税計算書におきまして出力の不具合が発生しております。多大なご迷惑をお掛けしております事、深くお詫び申し上げます。対象のお客様におかれましては、ご確認とご対応をお願いしたいと存じます。

【不具合内容】

消費税本則課税で仕入税額計算方式を積上げ計算（原則）を選択して出力した場合に、課税仕入れに係る消費税額の計算に誤りがあり、申告する消費税額にも影響が出ます。

正) 2023年9月末までは総額方式、2023年10月以降は積上方式にて計算集計
誤) 1年を通して積上方式にて計算集計

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		令和04年11月01日～令和05年10月31日	氏名又は名称	
項	目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税売上額（税抜き）	<1>	224,808,637	140,532,624	365,341,261
免税売上額	<2>			0
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	<3>			0
課税資産の譲渡等の対価の額(<1>+<2>+<3>)	<4>			365,341,261
課税資産の譲渡等の対価の額(<4>の金額)	<5>			365,341,261
非課税売上額	<6>			383,018
資産の譲渡等の対価の額(<5>+<6>)	<7>			365,724,279
課税売上割合 (<4>/<7>)	<8>			[99%] ※細数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	<9>	166,646,621	135,305,963	301,952,584
課税仕入れに係る消費税額	<10>	9,628,474	9,594,420	19,222,894
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	<11>	6,703,080	193,474	6,896,554
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	<12>	309,830	10,973	320,803

【対象となるお客様】

- ① 発展会計の消費税計算書にて、消費税本則課税で仕入税額計算方式を積上げ計算（原則）を選択して出力した申告書で2023年12月、2024年1月申告済み、もしくはこれから申告されるお客様
- ② 発展会計の消費税の達人データ出力で、消費税本則課税で仕入税額計算方式を積上げ計算（原則）を選択して出力、達人へ取り込んだ申告書で2023年12月、2024年1月申告済み、もしくはこれから申告されるお客様

これらのお客様は、金額誤差が発生し訂正申告、更正の請求または修正申告が必要となる可能性があります。

- ✓ 発展会計の税区分別消費税集計表の集計金額は問題ございません。
- ✓ 税区分別消費税集計表の金額を元に、他社申告ソフトへ手入力で転記し計算した場合は正しい申告内容になります

【修正リリースについて】

現在プログラムの修正を行っておりますので、リリース日を早急に確定し、発展会計上のお知らせ、当社ホームページ、及びメールにてご連絡いたします。

お問合せ窓口： 発展会計コールセンター

電話番号 03-4446-7745

メールアドレス zaimu@bizup.jp

以上